

令和 5 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業について（案）

提 案

「災害時等における医療機関間の輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する指針」（以下、「指針」とする。）の実効性の向上について

▽ R2 年度の研究事業で策定した指針について、その実効性を高めるため、本委員会より各血液製剤利用医療機関に対して、輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する協定書の締結を依頼する。

▼ 背景

- R2 年度の研究事業により指針を策定したが、各地域の医療機関においては、実際に災害等が発生した際に、速やかに融通を行えるかどうか、不安を抱いているところが多い。

そのため、本委員会が、輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する協定書様式を策定し、各血液製剤利用医療機関に対して、協定の締結を促すことで、有事の際に、円滑な輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）を行うことができるよう、働きかける。

- 災害時においても、止血困難により新鮮凍結血漿（FFP）の融通を必要とする事例が発生する可能性があり、その想定をした対策を講じておく。

課題	対応策
◎ 地域の医療機関同士で指針に基づく融通を行うには、事前に連携しておく必要がある。	● 広島県合同輸血療法委員会において、輸血用血液製剤の融通に関する協定書様式（案）を策定し、各関係医療機関に周知する。
◎ 実際に血液製剤の融通を行った際に、金銭面のやり取りが問題となったことがある。	● 小委員会等において、融通時の費用請求に関する対応方法について検討し、各関係医療機関に周知する。
◎ 指針中に現状の運用とは乖離している箇所がある。	● 乖離箇所を修正のうえ、県内医療機関に対して、再度指針を周知する。
◎ 新鮮凍結血漿（FFP）は事前に融解する必要がある、融通方法について整理する必要がある。	● 災害拠点病院とその近隣病院との組合せによる FFP の相互融通に関して検討し、融解の手順を含めて訓練を実施する。

指針の実効性の向上及び血液製剤の使用適正化

▼ 研究骨子

- 融通に関する協定書様式の策定
- 融通時の費用請求の対応方法の整理
- 県内医療機関への修正後の指針の再周知
- 新鮮凍結血漿（FFP）の融通方法を整理